

## 令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（企業見学会等） 業務仕様書

### 1 目的

7月に法定雇用率が2.7%へ引き上げられることを見据えて、障がい者雇用に関心のある企業は着実に障がい者雇用を拡大している。一方、これまで障がい者を雇用できていない企業も増えており、県内企業の実雇用率等は、令和6年から2年連続で横ばいとなっている。

はじめて障がい者を雇用する企業は、採用候補を身体及び知的障がい者に限定する傾向にあり、近年、就職件数の約6割を占める精神障がい者の雇用については、自社で雇用する具体的なイメージができないことが課題となっている。

このため、はじめて障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用に関心のある企業を見学し、精神障がい者を含む多様な障がい者雇用について理解を深めることで、障がい者雇用の取組を促進する。

### 2 業務名称

令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（企業見学会等）

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

### 4 業務内容

#### （1）企業見学会の開催

##### ア 開催内容

はじめて障がい者を雇用する企業等が、精神障がい者を含む多様な障がい者雇用について具体的なイメージが持てるよう、障がい者雇用の課題を克服した企業や、テレワークや短時間雇用など先進的な取り組みを行っている企業を視察する見学会を開催する。

##### イ 開催方法

（ア） 見学先企業は、精神障がい者を含む多様な障がい者雇用に取り組んでいる企業や、障がい者が働きやすい雇用形態（短時間雇用やテレワーク等）を導入している企業を選定すること。

なお、参加企業が様々な事例から自社に適した雇用形態を見つけられるよう、特定の地域、雇用形態、業種・職種に偏らず選定すること。

（イ） 見学先企業の人事担当者から、企業概要や障がい者雇用に関する取り組みについて説明を受けられるよう調整すること。

また、人事担当者だけでなく、障がいのある従業員と直接意見交換をすることにより、業務の切り出しのポイントや障がい特性への配慮等、雇用にあたっての懸念点を解消できるよう工夫すること。

（ウ） 見学会は、当日運営の責任者1名以上、疑問点等に対応する障がい者雇用の専門家（※）1名以上が同行すること。なお、見学先の状況に応じて、補助スタッフを同行させること。

※障がい者雇用の専門家は、障がい者の就労支援事業所での勤務や、企業で障がい者雇用の人事労務経験があるなど、障がい者雇用に関して相当程度のノウハウや実務経験を有し、かつ短時間やテレワークによる就労支援実績等の専門性を有する者（社会福祉士や社会保険労務士、キャリアコンサルタントなどの有資格者）

であることが望ましい。)とする。

#### ウ 参加対象企業

見学会の対象企業は、県内に本社又は事業所等を有する次の企業とすること。

- ・令和8年7月の法定雇用率の引上げにより、障がい者を雇用する義務が生じる常用雇用労働者数が37.5人以上40.0人未満の県内企業
- ・法定雇用率対象企業で、雇用障がい者数が0人である企業
- ・法定雇用率対象企業で、雇用障がい者数が不足している企業
- ・常用雇用労働者数が37.5人未満で、障がい者雇用に意欲のある企業

#### エ 開催規模

1回あたりの参加企業数は5社～9社程度とし、参加企業が見学先企業の担当者等と十分に質疑応答ができるよう配慮すること。なお、6(1)に定める成果指標を達成できるよう、開催回数等を適切に計画、実施すること。

#### オ 注意事項

- (ア) 原則として、企業見学会の出発地、帰着地は、交通アクセスが良好等利便性の高い場所を選定すること。出発地から、見学先の企業への交通手段は、徒歩又は借上げバスとすること。出発地から見学先までの距離が片道1kmを超える場合は、必ず借上げバスを用意すること。
- (イ) 借上げバスを用意する場合は、参加者全員が乗ることができる借上げバス及び運転手を手配すること。
- (ウ) 受託者が第1種又は第2種旅行業の登録業者でない場合は、必要に応じて、登録業者に事業の一部を委託して実施する等、旅行業法及び道路運送法等の関係法令を遵守し、安全に十分配慮して実施すること。
- (エ) 企業見学会中の事故に備えて、企業見学会参加者全員を国内旅行傷害保険に加入させること。
- (オ) 見学先企業との各種調整は受託者において行うこと。
- (カ) 人事担当者等に対して謝礼金を支払う場合は、委託料の範囲内でまかなうこと。

#### (2) フォローアップの実施

企業見学会開催後に、参加企業に電話等でフォローアップを行うこと。また、企業の希望に応じて、障がい者雇用の専門家を派遣し、短時間勤務やテレワークを活用した業務切り出しや受入れ環境の整備など、障がい者雇用に向けた支援を行うこと。

障がい者雇用に向けた支援は、派遣による支援を基本とするが、派遣先企業の要望や、その他県が認める場合は、Web会議システムを利用して実施することも可とする(Web会議システムの利用環境等の確保は、受託者の責任において実施し、必要に応じて、メールや電話等によるフォローを実施する。)

#### (3) アンケートの実施

アンケートは次のとおり実施すること。

##### ア 企業見学会終了後

当日の参加者を対象に、運営方法等に関するアンケートを実施すること。

##### イ 令和9年2月末

参加企業を対象に、当事業により障がい者の雇用につながったか等、事業効果についてのフォローアップアンケートを実施すること。

#### (4) 県の事業への協力

県が実施する次の事業へ協力すること。

- ア 県が令和8年6月(予定)に開催する「障害者雇用状況報告(ロクイチ報告)勉強

会」において、事業内容について説明すること。

イ その他、県主催の障がい者雇用支援事業と積極的に連携し、協力すること。

(5) その他付随業務

企業見学会を実施するにあたっては、ハローワークなど関係機関のイベントと重複しないよう日程等についての情報共有を行うこと。

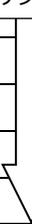
(6) 広報

県と協議の上、チラシを2,000部(A4・カラー両面刷り)作成し、データと合わせて県に提出すること。また、併せて、ホームページ等により企業向けの広報を行うこと。

(7) 業務スケジュール

業務スケジュールは、次のとおりとすること。

なお、スケジュールを変更する場合は、事前に県と協議すること。

	実施内容	参考
4月		
5月	契約後速やかに見学先との交渉 見学先決定	障害者雇用状況報告(ロクイチ報告)勉強会 案内状発送(県)
6月	広報決定→参加者募集開始	障害者雇用状況報告(ロクイチ報告)勉強会と事業 紹介(県)
7月	参加者締切	
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">・企業見学会 ・参加企業へのフォローアップ</div> 	企業説明会(8月~11月) 三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会
9月		障害者雇用支援月間
10月		
11月		
12月		
1月		
2月	フォローアップアンケート(メールで実施)	
3月	事業完了報告	

5 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意の上、委託業務実績報告書を県に提出すること。

(1) 提出物

業務完了報告書(第1号様式)

業務完了後、所要経費の根拠資料を添付して、業務完了報告書(第1号様式)を速やかに1部提出すること。

(2) 提出方法

紙(A4両面)1部と電子データ(WordまたはExcel)を提出すること。

(3) 提出期限

履行期限である令和9年3月12日(金)までに提出すること。

## 6 成果指標

- (1) 企業見学会の参加企業数のベ 20 社以上
- (2) 短時間勤務またはテレワークに取り組んだ企業数 10 社以上

### 【成果指標を達成できなかった場合の措置】

(1) 及び (2) の成果指標を達成できない場合は、協議の上、不要となる実費相当額及び成果報酬額を委託費用から減額する場合がある。

## 7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定すること。

## 8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が (1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報情報の適切な管理のために、別記「個人情報情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 176 条、第 180 条及び第 184 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議の上実施するものとする。
- (7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 6 年間の保存が必要である。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 9 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 メールアドレス [syurou@pref.mie.lg.jp](mailto:syurou@pref.mie.lg.jp)

担当 中野、西山

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（企業見学会等）について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名  
令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（企業見学会等）
- 2 契約金額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結  
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限  
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日  
令和 年 月 日（ ）

添付書類

所要経費の根拠資料